

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月31日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤 由美

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 中央合同庁舎第6号館改修（2

5）エレベーター設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都千代田区霞が関1－

1－1

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる機械設備工事を施工する。

敷地面積 72,435 m²

建物用途 庁舎

①A棟 S造一部SRC造

地上 21 階地下 4 階塔屋 1 階

延べ面積 125,697 m²

②B棟 S造一部RC造・SRC造

地上 20 階地下 3 階塔屋 1 階

延べ面積 63,029 m²

工事種目 エレベーター設備工事、

撤去工事

主な内容 中央合同庁舎第 6 号館 A 棟及び B

棟のエレベーター設備の更新

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事
施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した
工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月
15 日（工事完了期限）まで

指定部分 1 令和 10 年 5 月 31 日

主な内容 B 棟

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等に
よる。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、
価格以外の要素と価格を総合的に評価して落

札者を決定する総合評価落札方式（技術提案
評価型 S 型）の工事である。また、品質確保
のための体制その他の施工体制の確保状況を
確認し、施工内容を確実に実現できるかどうか
について審査し、評価を行う施工体制確認
型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案
を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事であ
る。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資
源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104
号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃
棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事
である。

(10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいもの
は、4 (1) 担当部局へ理由を付して願い出て
承諾を得た場合に持参による資料の提出及
び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間

事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

- (11) 本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難しいものは、4（1）担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

- (12) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

- (13) 本工事は、入札参加者から見積りの提出

を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち環境配慮改修の吹付けアスベスト処理、アスベスト含有材の発生材積込・発生材運搬及び発生材処分とする。

(14) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(15) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休２日は必須）である。

(16) 本工事は、「デジタル工事写真の黒

板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(17) 本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

(18) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(19) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(20) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない

者であること。

- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・

8年度における機械設備工事に係る一般競争
参加資格の認定を受けていること（会社更生
法（平成14年法律第154号）に基づき更生
手続開始の申立てがなされている者又は民事
再生法（平成11年法律第225号）に基づき
再生手続開始の申立てがなされている者につ
いては、手続開始の決定後、国土交通省大臣
官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく
一般競争参加資格の再認定を受けているこ
と。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者（２
（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこ
と。

- (4) 平成22年4月1日から、競争参加資格申請

書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期

限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たすエレベーター設備工事一式（新設又は更新）を元請として施工した実績を有すること（民間の元請としての実績を含む）。また本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出

資比率が 20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が次の①の基準を満たすエレベーター設備工事であることを確認できる場合に限る。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

① 工事種目

方 式：ロープ式エレベーター

用 途：乗用又は人荷共用

定 員：13 人以上

速 度：150m/min 以上

運転方式：全自動群管理方式

(5) 次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主

任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で

1 名配置できること。※

① 主任技術者又は監理技術者は、建設業法に

定める要件を満たすものであること。

② 平成 22 年 4 月 1 日以降の工事で、申請書

及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡

しが済んでいる次の(ア)の基準を満たすエレ

ベーター設備工事（新設又は更新）を元請け

として設置した経験（現地での設置作業期間

すべてに従事しているものに限る。建築一式

工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業

体の構成員としての実績で協定書による分担

工事が次の(ア)の基準を満たすエレベーター

設備工事であることを確認できる場合に限

る。)を有する者であること（民間の元請と

しての実績を含む）。ただし、当該経験が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で 2 (4) 中「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事に係るものは経験として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての経験は出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契

約手続の運用について（令和３年３月１１日
国営計第 155 号 国営整第 197 号）における
認定・表彰制度により認定された工事のほか、
海外工事の実績についても評価の対象と
する（入札説明書参照）。

(ア) 工事種目

方 式：ロープ式エレベーター

用 途：乗用又は人荷共用

定 員：９人以上

速 度：45m/min 以上

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に産前産
後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49
号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による
休業）、育児休業（育児休業、介護休業等
育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関
する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第
1 号に規定する休業）及び介護休業（同条
第 2 号に規定する休業）（以下「出産・育
児等による休業」という。）を取得した場
合は、その取得期間と同等の期間を平成 22

年4月1日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

④ 入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。（入札参加資格の確認に際して、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。）（入札説明書参照）。

※経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が配置する技術者についてのみ適用する。

※参加申請に当たっては、複数の配置予定技術者を記載することができるが、記載された技術者のうち要件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技

術者から除外することを条件として競争
参加資格がある事を確認するものとす
る。

- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の
時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から
官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停
止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建
設省営管第 124 号）に基づく指名停止を受け
ていないこと。

- (7) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営
繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は
沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事
のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁
営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北
海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建
設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員で
あったもの、又は工事成績を相互利用してい
る各省庁が発注した「工事成績相互利用適用
対象工事」に該当する工事で、令和 4 年 10
月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに完成し

た工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が 60 点以上であること（入札説明書参照）。

- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制

② 「執務環境への影響を最小限にするための工事に伴う騒音・振動の抑制に関する取組」に係る具体的な技術提案

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進

④ 賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び

加算点の合計を当該入札者の入札価格で
除して得た数値（以下「評価値」とい
う）をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点及} \\ \text{び加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 落札方法

- ① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の
要件に該当する者のうち、上記(2)によっ
て算出された評価値の最も高い者を落札
者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内である
こと。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を
満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除し
た数値（「基準評価値」）に対して下
回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者
が2人以上あるときは、該当者にくじを
引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第 2 号館 13 階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約

第二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス [hqt-kantyoueizen-](mailto:hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 11 月 17 日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。））。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体(CD-R 等)を 4 (1) 担当部局に持参又は郵送等することにより電子データを交付するので、4 (1) 担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体 (未使用のもの) を持参すること。郵送等による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 11 月 17 日の間 (休日等を除く。) の 9 時 30 分から 18 時 15 分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法

令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 9 月 11 日の間 (休日等を除く。) の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。原則として、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、4 (1) に持参することにより行

うものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は9時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで。）とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

令和7年10月31日から令和7年11月17日の間（休日等を除く。）の9時30分から17時00分まで。ただし、令和7年11月17日は13時00分までとする。

提出先 4（1）に同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書

の提出方法

入札書は、令和7年11月17日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、4（1）に持参又は郵送等により提出すること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領

期限は、令和 7 年 11 月 17 日 13 時 00 分

(必着) とする。

開札は、令和 7 年 11 月 19 日 10 時 30

分。大臣官房官庁営繕部入札室において行

う。

(6) 積算に反映させるための見積書及び根拠資

料の提出期間、場所及び方法

令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 9 月 11 日の

間（休日等を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00

分まで。

提出先 4 (1) に同じ。電子入札システ

ム又は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）

により提出すること。なお、電送によるもの

は受け付けない。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本

語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は銀行等の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っ

た場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の
した入札、申請書又は資料に虚偽の記載を
した者のした入札及び入札に関する条件に
違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成され
た予定価格の制限の範囲内で総合評価によ
る評価値の最も高い者を落札者とする。た
だし、落札者となるべき者の入札価格によ
っては、その者により当該契約の内容に適
合した履行がなされないおそれがあると認
められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととな
るおそれがある著しく不適當であると認
められるときは、予定価格の制限の範囲内
の価格をもって入札した他の者のうち評価
値の最も高い者を落札者とすることがある
(入札説明書参照)。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて

いる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契

約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、

ヒアリングに際して追加資料の提出を求め
ることがある（入札説明書参照）。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 4

(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の
認定を受けていない者も上記4（3）により
申請書、資料及び見積書を提出することが
できるが、競争に参加するためには、開札
の時に於いて、当該一般競争参加資格の認
定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受
けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、「競争参加者の資格に関する公示」

（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官
房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕
部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当
該者が経常建設共同企業体である場合にお
いては、その代表者。）の本店所在地（日

本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

- (13) 配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合にヒアリングを実施する事がある。

- (14) 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。ただし、競争参加資格が無いと判断された者は通知しない。

- (15) 今回の工事に関しては現地確認を令和7年8月7日、8月8日の2日間に実施する。
確認日時は発注側で指定するものとする
(入札説明書参照)。

- (16) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。

- (17) 電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先
国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-6633-7118

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

(18) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

(19) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Satou

Yumi, Director

General of Government Buildings

Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and

Tourism

(2) Classification of the services to be

procured: 41

(3) Subject matter of the contract:

Elevator equipment renovation work for

the Central Government Building No.6

(4) Time-limit for the submission of

application forms and relevant

documents for the qualification : 5:00

P.M. 11 September 2025

(5) Time-limit for the submission of

tenders by electronic bidding system:

1:00 P.M. 17 November 2025

(tenders should be brought with or

submitted by mail 1:00 P.M. 17 November

2025)

(6) Contact point for tender

documentation: Administration Division,

Government Buildings Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport, and

Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku

Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111

ex.23-153

E-mail hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp